

(3) 特定地域の許可の基準

許可地域のうち、特定地域として位置づけた三郷市景観計画の重点地区である「三郷中央駅地区」「新三郷ららシティ地区」の許可の基準は、以下のとおりです。

→広告旗、掛看板、はり紙、はり札、立て看板、電柱街灯柱利用広告物、標識利用広告物、アーチ利用広告物、自動車利用広告物、アドバルーン、バス停上屋利用広告物の許可基準はP.13・14

規則別表第3の1

区分			許可の基準	
			三郷中央駅地区	新三郷ららシティ地区
建造物利用 広告物	屋上利用 広告物	表示面積※1	設置してはならない (ただし、壁面に広告物を設置することができないやむを得ない理由がある場合は、緩和規定を適用する場合があります) ※2	広告物の向いている方向からの建築物の一の壁面最大投影面積の1/10以下(木造建築物を利用する場合は10㎡以下) ただし、1/10が10㎡未満のときは10㎡以下 地上から軒高の5/3以下で、かつ、48m以下 ただし、5/3が12m未満のときは、地上から12m以下(木造建築物を利用する場合は地上から12m以下)
		広告物の 上端の高さ		
		その他		
	壁面利用 広告物	表示面積※1	広告物を表示する一の壁面の面積(開口部分の面積を含む)の1/5以下 ただし、近隣商業地域及び商業地域については3/10以下 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しない 自家広告物であること	
		その他		
	突出し 広告物	広告物の 上端の高さ	壁面の高さ以下	道路上に突き出していないこと 自家広告物であること
		壁面からの 突出し幅	1.2m以下	
		その他		
	建造物から 独立した広告物	表示面積※1	10㎡以下 ただし、自家広告物については、40㎡以下	道路上に突き出していないこと 表示面積が一面で30㎡を超える場合については、使用されている色彩のうち、面積が最大のもののマンセル値による色相がR、YR、Yである色彩については彩度8以下、その他の色相の色彩については彩度6以下 広告の内容を表示する部分以外の部分又は掲出物件に係る色彩は、色相がR、YR、Yである色彩については彩度6以下、その他の色相の色彩については3以下
広告物の 上端の高さ		地上から10m以下		
その他				
広告幕 (つり下げを含む)	広告物の 長さ・幅	15m以下×1.2m以下		
	広告物の 下端の高さ	道路上においては、路面から5m以上		

※1 表示面積：複数の広告物の表示等を行う場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積

※2 緩和規定については、市役所にお問い合わせください。

